

総務常任委員会

平成22年9月17日（金曜日）

総務常任委員会

平成22年9月17日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第11号 平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第13号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（7名）

委員長 島田和雄
委員 林正一郎
委員 柴田徹也
委員 大塚祐司

副委員長 飯嶋正利
委員 林俊介
委員 太田将範

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長 林一哉

議員 伊藤保

説明のため出席した者（22名）

副市長 増田雅男
行政改革推進課長 林清明
企画課長 神原房雄
税務課長 堀川茂博
会計管理者 高山重幸
監査委員 平野修司
事務局長

秘書広報課長 米本壽一
総務課長 平野哲也
財政課長 加瀬正彦
市民課長 石井繁
消防長 佐藤清和
その他担当員 11名

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋
主 査 穴 澤 昭 和

事務局 次長 向 後 嘉 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（島田和雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

この間までは非常に厳しい暑さが続いておりましたが、ここ数日は朝晩大分涼しくなってきました。

この議会が終了しましたら、間もなく千葉国体が始まります。旭市においても、9月29日から卓球競技が開催される予定であります。

旭市へ全国から大勢の皆さんがおいでになるということで、その中の1人でも、また旭市へ来たいなど、できれば将来旭市に住んでみたいなどと思っていただけるような温かいおもてなしをしていただきたいと思います。また、旭市の魅力を発信していただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承ください。

議会だよりの取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承ください。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、伊藤保議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 3分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 3分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

総務常任委員会を開催していただきまして、大変ありがとうございます。

総務常任委員会には、本会議におきまして議案3件の審査をお願いしたわけでございます。
ひとつどうかよろしく願いいたしたいと思います。

一昨日、建設経済、昨日は文教福祉というようなことで、総務常任委員会は最後の委員会というようなことで、もう総務常任委員会というのは、皆さん方ご存じだと思いますけれども、総体的な予算の一番重要な委員会であるということをもうご承知だと思いますけれども、そういう意味も含めまして、どうか皆さん方、十二分に審議をしていただきまして、ご理解を賜りますように、私からもお願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

本日は皆さん大変ご苦労さまでございます。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第11号、平成22年度旭市一般会計補正予算のうちの所管事項、議案第13号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての3議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げまして、あいさついたします。

ご苦労さまでございます。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（島田和雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 9 月 3 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第11号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての 3 議案であります。

初めに、議案第11号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○**財政課長（加瀬正彦）** それでは、議案第11号、平成22年度旭市一般会計補正予算（第 2 号）について補足説明を申し上げます。

最初に予算の規模でございますが、今回の補正額 9 億1,200万円を加えた後の予算規模は 278億5,900万円で、前年度の同時期と比較いたしますと 6,200万円、0.2%の減ということで、ほぼ同額となっております。

それでは、補正予算書の10ページをお願いいたします。

今回の補正予算の財源といたしまして、国県の補助金、雑入のほか、繰越金を計上しております。この10ページの一番上の18款 1 項 1 目繰越金の補正予算額は 8 億9,988万4,000円で、既予算と合わせまして13億2,863万2,000円となります。

平成21年度からの繰り越しでございますが、14億5,153万3,000円でしたので、差し引き 1 億2,290万円ほどまだ残っております。余裕があるということで、この残額につきましては今後の補正予算の財源として留保しておるものでございます。

次に、今回の補正予算には計上しておりませんでしたけれども、7月23日付で普通交付税が決定しております。平成22年度の普通交付税の決定額なんですけれども、79億3,113万1,000円、これは当初予算額の71億円に対しまして、8 億3,113万1,000円の増ということで、この増額分につきましても、今回の補正予算には計上してございませんが、今後の歳出需要の見込みとして財源留保させていただきたいと思っております。

以上で議案第11号の補足説明を終了いたします。

○**委員長（島田和雄）** 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○**委員長（島田和雄）** 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○**消防長（佐藤清和）** それでは、13号議案の危険物施設についてご説明をさせていただきます。

屋外タンク貯蔵所、これは、その容量によりまして区分されております。500キロリットル未満のものを通常の屋外タンク貯蔵所、貯蔵量が500キロリットル以上1,000キロリットル未満のものを準特定屋外タンク貯蔵所、1,000キロリットル以上のものが特定屋外タンク貯蔵所であります。また、浮き屋根式特定タンク貯蔵所、これは屋外タンクの液面に浮き屋根、これがついた構造になっておりまして、貯蔵危険物の増減によって屋根が上下運動する仕組みになっております。屋根と液面が密着しているため、液面の蒸発を防げるのが特徴でありまして、また浮き屋根と液体との空気の接触を防ぐ壁の役割を果たしておりますため、発火防止に有効とされています。

続きまして、岩盤タンク貯蔵所、これは地下の岩盤内に空洞を掘って、その空洞内に原油を貯蔵するもので、大規模な施設としては鹿児島県、愛媛県、岩手県に国家石油備蓄基地が建設されておまして、それぞれ150万キロリットル以上が備蓄されております。

また、準特定屋外タンク貯蔵所以上の大規模な貯蔵所の技術的な審査、危険物の貯蔵取り扱い等に関する試験、調査は危険物保安技術協会が行っています。この危険物保安技術協会は、危険物の保安の確保を目的とする消防法に基づく唯一の認可法人でありまして、日本銀行法に基づく日本銀行、日本赤十字社法に基づく日本赤十字社なども認可法人であります。

なお、当旭市管内の屋外タンク貯蔵所の設置施設は84施設であります。そのうち、最大の屋外タンク貯蔵所の貯蔵量は灯油の100キロリットルであります。

また、日本での1日の石油の消費量は約55万キロリットルで、日本は国、民間あわせて177日分を備蓄しているということでもあります。

以上です。

○**委員長（島田和雄）** 担当課の説明は終わりました。

議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○**委員長（島田和雄）** 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○**消防長（佐藤清和）** それでは、14号議案に関連します住宅用火災警報器、通称住警器と、グループホームについてご説明いたします。

住警器につきましては、旭市火災予防条例により、新築の住宅については平成18年6月1日から、また既存の住宅については平成20年5月31日までに設置しなければならないと定められております。

消防本部では、各地区の産業まつり等を通じまして住警器の設置率のアンケートを実施した結果、42%の設置率でありまして、県の58%、国の55%を下回っております。この住警器の設置促進につきましては、火災発生に伴う被害及び死者の発生の低減を図るためには重要なことであります。そこで、今年度の秋春の火災予防運動週間中に、職員が住警器の設置の確認並びに設置促進について各家庭を実際に訪問し、理解を求める予定であります。

また、今回の火災予防条例第29条の5に加える複合型居住施設用自動火災報知設備の概要ですが、通常の自動火災報知設備は受信機、感知器、発信機等で構成されておまして、従来は各機器を線でつなぐ有線式の自動火災報知設備でしたが、全体を無線方式としたものや一部を無線方式としたもので個々の感知器ではなく、施設全体に火災の発生を報知することができる連動型の感知器もあります。

続きまして、管内のグループホーム関係の施設であります。消防法施行令別表第1で定めます6項のロ、これは主として要介護状態にある者や障害の程度が重い者を入所させる施設であります。これについては4施設であります。また、6項のハ、これは自立支援施設、地域活動支援センター等を含めた小規模社会福祉施設は6法人28施設が届け出されております。

この小規模社会福祉施設は、一般住宅やアパート等を借り受け、四・五名程度で共同生活を営み、社会復帰を目指す施設であります。この6項のハの防火対象物は延べ面積が150平米以上で消火器の設置義務が生じますが、消防本部として面積に関係なく、消火器、住警器、誘導灯、防災処理等について指導し、すべて設置済みであります。

以上です。

○**委員長（島田和雄）** 担当課の説明は終わりました。

議案第14号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○**委員（林 正一郎）** この建て売り住宅の場合には義務づけられているわけですが、もう完全に、一番私が心配しているのは、あと中古住宅がなかなか、今中古住宅は非常に売れてい

るわけですので、中古住宅にはこれがないと。

それと、今グループホームが今非常にはやっている。そういった中で、古い住宅を借りて改装して、グループホームを社会復帰のためにやっているという法人があるわけですが、その中で、申請した時点で消防署のほうで点検をして、義務づけて指導しているのかなと、この点ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（島田和雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） お答えします。届け出をいただいた時点で担当の職員が現場を確認をさせていただきます。それで、構造ですとか人数ですとか、そういうものを確認の上、設置を指導しております。

（発言する人あり）

○消防長（佐藤清和） 中古住宅ですか、これは途中で持ち主がかわってしまいますので、把握のできない部分があるかと思います。ですから、これから、先ほども申し上げましたけれども、各家庭を職員で巡回すること、あとまだ実施できておりませんが、地元の消防団の方をお願いをしてチェックをしてもらう、そういう方法も必要であろうかと思います。

○委員長（島田和雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 大方了解でございますが、私は、我々の業界の場合にはもう法律指導がございますので心配はないのでございますが、一般にはなかなか行き渡らないということでございますので、この啓蒙、啓発ですか、これをしっかりと、やはり広報でもいいから出していただくということがやっぱり望ましいのかなと。そうでないと、先ほど消防長が申しましたように、当市は42%という、非常に低いということでございますので、この点をもう少ししっかりとした啓蒙運動をしたほうがいいじゃないかなと、そういうふうに考えておりますので、その点いかがでしょうか。予算がないですか。

○委員長（島田和雄） 林委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 啓蒙に関しましては、消防本部で毎年火災予防運動期間中にチラシ、あと春にしょうぼうだよりという広報紙を発行しております。その都度それに掲載し、市民の方に理解を求めるようにしておりますが、これからは救急講習ですとか、あるいは防災訓練、そういう訓練等におきましても普及を推進するために啓蒙運動を実施していきたいと思っております。

○委員長（島田和雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） それで、それは消防署のほうとしての行政指導ということでそれは立派ですが、本庁のほうの総務委員会のほうで、やはり広報のほうへ載せていくというのも私は一考あるんじゃないかなと、そういうふうを考えておりますので、意外と消防よりも旭市の広報のほうが見る人が多いということでございますので、やはりそういったことも考える必要があるんじゃないかなと思いますが、消防長いかがですか、お伺いします。

○委員長（島田和雄） 林委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） そのとおりだと思います。

これからは市のほうの広報にも掲載をお願いしまして、掲載していただくようにいたします。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（島田和雄） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第11号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(島田和雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(島田和雄) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

市民課長。

○市民課長(石井 繁) それでは、市民課より所管事項について、ご報告させていただきます。

さきにいろいろ新聞報道等で問題となりました、戸籍上生存している住所不明高齢者の関係についてでございます。

住民登録がなく、戸籍上存在する100歳以上の高齢者ですが、当旭市でも218人存在しております。うち120歳以上は91人で、最高齢者は1870年、明治3年生まれの140歳の女性でございます。これらにつきましては、存命の可能性も低いというようなことが見込まれますので、今後の対応といたしまして、親族等の確認調査を行い、関係者がいないか、また不明な場合は職権で消除の手続きを進めてまいりたいと思います。

これらの問題が新聞等でいろいろ報道されておりましたので、この問題を受けまして、法務省のほうで住所不明高齢者の戸籍を整理する指針が作成されました。この指針が法務局を通じまして、120歳以上の高齢者でかつ戸籍の附票に住所の記載のない者については、戸籍

を消除するに当たり、当該高齢者の生死について、親族等に対する調査を要しないで許可申請ができる旨の通知がありましたので、120歳以上の高齢者につきましては、大変手続きが簡略されましたので、申請手続きにかかる時間も大幅に短縮できるものと思いますので、今後、事務手続きを早急に進めて法務局のほうに許可申請の手続きを行いたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（島田和雄） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（島田和雄） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前10時27分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 島 田 和 雄